

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件名

超音波流量計点検業務その2

2 事業者名

英和株式会社 札幌営業所

3 特定理由

本業務の対象となる超音波流量計は、配水幹線の流量を測定する機器である。

当該業務は、製造メーカーの技術基準に基づいた点検、調整、良否判断を求めており、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ機能診断及び劣化診断における良否の判断が不可能である。

標記事業者は、製造メーカーの東京計器株式会社から保守・サービス対応等の維持管理業務を移管されている唯一の代理店であることから、上記の履行条件を満たす唯一の業者である。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第___号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準の一部改訂について（令和6年3月22日）」に定められる。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 : 上下水道料金システム三次開発業務
- 2 特定業者 : BIPROGY 株式会社 北海道支店
- 3 特定理由 : 本業務は、上下水道料金システム（以下「料金システム」という。）の改修を行う業務である。
本業務遂行の条件として、①料金システムの機能・構造について十分に理解・把握していること②機能改修するプログラムを稼動中のシステムに結合する際に既存プログラムとの整合を確実にできること③障害発生時、業務に影響を与えず迅速・確実に対応可能な体制が確立されていることが必須である。
当該業者は、料金システムの製造者かつ運用保守業務の受託者であり、上記条件の全てを満たす唯一の業者である。よって、本業務を履行できるのは当該業者以外にない。
- 4 根拠規定 : 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号」に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件名 北区篠路地区減圧弁点検整備業務
- 2 業者名 札幌水材 株式会社
- 3 特定理由 当該業務は、配水区域内での適正水圧の提供を目的とし設置した減圧弁の不具合に対し、適正に作動するよう点検・整備を行うものである。また、減圧弁が故障した際は、お客様への給水に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、不具合が判明した場合は、速やかに分解整備（修理）を行わなければならない。緊急を要する点検に必要な交換部品を常に確保し迅速に対応することが求められる。
これらの減圧弁については、各製造業者独自の仕様となっているため、分解整備にあたっては、製造業者（製造業者から業務移管等を受けた保守業者及び代理店を含む）による高度な技術が必要で、交換部品も製造業者以外は保有していないことから、製造業者が点検・整備を行うことで継続した機能補償が担保される。
以上のことから、当該業務の確実な履行や緊急性に対応できるのは、製品の構造を熟知している製造業者であることに加えて、道内唯一の業者である、上記業者に特定することとしたい。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。